

## 生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を、予算の範囲内で交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、適正化法施行令（昭和30年政令第255号。）、生坂村補助金等交付規則（昭和51年生坂村規則第4号）及びその他法令及び関連通知に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

2 補助対象設備とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) 太陽集熱器
- (2) 空調機器
- (3) 給湯器
- (4) 照明機器
- (5) 木質バイオマスストーブ

3 補助対象事業とは、次の各号に掲げる事業とし、かつ別表第1の要件に適合したものをいう。ただし、国等の他の補助金を充当する事業は除くものとする。

- (1) 太陽集熱器の新設又は更新
- (2) 既設空調機器の高効率空調機器への更新
- (3) 既設給湯器の高効率給湯器への更新
- (4) 既設照明機器の高効率照明機器への更新
- (5) 木質バイオマスストーブの新設又は更新

4 対象住宅とは、生坂村に住民登録をしている者が、専ら居住の用に供する家屋（以下「居住用家屋」という。）をいう。ただし、居住用家屋が店舗又は事務所等を兼ねている場合は、居住用家屋の部分に限る。

5 指定業者とは、村内に事業所等を有する者で、第2項に規定するいずれかの補助対象設備の施工実績があり、かつ第18条の規定により登録を完了した者をいう。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

**第3条** 補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるところとする。

2 補助金額は、補助対象設備ごと、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付対象者)

**第4条** 補助金交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住民登録があり、実際に居住していること。
- (2) 村税及び村の料金等の滞納がないこと。
- (3) その他、補助金の交付が不相当とされる事項がない者  
(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 自己の所有ではない対象住宅に補助対象設備を設置する場合で、当該住宅に居住する者が申請者となる場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書(様式第2号)により当該対象住宅の所有者の承諾を得た後に前項の申請書を提出しなければならない。

3 第2条第4項に規定する対象住宅の所有権移転登記が完了していない場合は、現に対象住宅を管理している者が交付申請することができる。ただし、第4条各号の要件を具備していなければならない。

4 同一対象住宅に、異なる補助対象事業の同一年度での実施及び同一補助対象事業の異なる年度での実施の場合でも交付申請することができる。なお、同一補助対象事業の異なる年度での実施の場合は、その都度交付申請しなければならない。

(交付決定)

**第6条** 村長は、前条に規定する申請内容の審査を行い、補助金交付の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更・中止の承認申請)

**第7条** 前条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容の変更若しくは中止をしようとするとき、又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

**第8条** 村長は、前条の規定に基づく申請を受けた場合、速やかにその内容を審査し、その結果を生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更(中止)承認決定書(様式第5号)によって通知するものとする。

(状況調査等)

**第9条** 村長は、必要に応じ交付決定者に対して、必要な事項について報告を求め又は検査を実施することができる。

(実績報告)

**第10条** 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、生坂村地域脱

炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による実績報告書提出後に補助対象経費を減額するべき事情が生じた場合には、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績変更報告書（様式第7号）（以下「実績変更報告書」という。）を作成し、速やかに村長に提出しなければならない。

（交付額の確定等）

**第11条** 村長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合、速やかにその内容を審査し、現地確認の後、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金確定通知書（様式第8号）（以下「補助金確定通知書」という。）を、交付決定者へ通知するものとする。

- 2 村長は、前条第2項の規定による実績変更報告書の提出を受けた場合は、前項の規定を準用し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更確定通知書（様式第9号）（以下「補助金変更確定通知書」という。）を、交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

**第12条** 交付決定者は、前条の規定による補助金交付確定通知書若しくは補助金交付変更確定通知書の交付を受けた場合は、速やかに生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金請求書（様式第10号）（以下「補助金請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

**第13条** 村長は、前条の規定による補助金請求書の提出がなされた場合、速やかに支払わなければならない。

（交付決定の取消等）

**第14条** 村長は、補助対象事業の中止の申請があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

- 2 村長は、前項の規定により交付決定額の取り消し決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。
- 3 村長は、前項の返還を命ずる場合、又は適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還については、その命令のなされた日から20日以内とし、期限

内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(関係書類等の保管)

**第15条** 交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助対象設備等の管理)

**第16条** 補助対象設備等の設置等をした交付決定者は、その補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

2 前条第1項に定める処分制限期間を経過するまで、取得した補助対象設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を村長へ提出し、その承認を得て、補助金の全部に相当する金額を村に納付する場合は、処分制限期間中においても取得した補助対象設備等の処分を行うことができる。

3 前項の規定による申請があったときは、村長はその内容を審査の上、承認の可否を決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分承認等通知書（様式第12号）により、その旨を申請者へ通知するものとする。

4 第2項前段の規定中、譲渡又は貸し付けに限り、譲渡を受けた者又は貸し付けを受けた者が、同項に規定する処分制限期間まで補助対象設備を使用する場合、同項前段の規定は適用しない。

(処分制限期間経過後の廃棄)

**第17条** 前条で定める期間を経過した後の補助対象設備の廃棄については、交付決定者や補助対象設備を設置した建物の所有者等が、自らの責任において適切に処分をしなければならない。

(指定業者)

**第18条** 指定業者として登録を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、生坂村内に事業所又は営業所若しくは拠点を有する者で、いずれかの補助対象設備の施工実績がなければならない。

2 指定申請者は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者登録申請書（様式第13号）に別表5に掲げる書類を添えて、村長へ提出しなければならない。

3 前項の規定による申請があったときは、村長はその内容を審査の上、登録の可否を

決定し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者決定等通知書（様式第 14 号）により、その旨を指定申請者へ通知するものとする。

- 4 指定業者の登録を認める期間は、登録決定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。
- 5 指定業者は、第 1 項の規定による申請の内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者登録事項変更（廃止）届（様式第 15 号）により、村長へ届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出がされたときは、村長はその内容を審査し、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者決定等変更通知書（様式第 16 号）により、その旨を届出者へ通知するものとする。

（協力等）

**第 19 条** 村長は、交付決定者に対し次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- （1）発電量や二酸化炭素削減量等に関する事項
- （2）村が行うゼロカーボン推進施策協力に関する事項
- （3）国等からの各種データ収集に関する事項
- （4）その他村長が必要とする事項

（補則）

**第 20 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

補 助 対 象 事 業	
設備の種類	使 用 等 の 要 件
共 通	(1) 既に商用化され導入実績のある新品であること。 (2) その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号)別紙 1 に掲げる脱炭素先行地域づくり事業であること。
太 陽 集 熱 器	JIS4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するもの。
高効率空調機器	入れ替え対象となる既設の機器等に対して、省 CO2 効果が得られるもの。
高効率給湯機器	
高効率照明機器	以下のいずれかの調光制御機能を有する LED への更新であること。 ア 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能 イ 明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能 ウ 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能
木質バイオマスストーブ	木質バイオマス依存率が 60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のもの

別表第 2 (第 3 条関係)

補助対象設備の種類	補 助 対 象 経 費	補助率
太 陽 集 熱 器	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費(据付・配線・配管工事等)	補助対象経費の 3/4
高効率空調機器	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費(据付・配線・配管工事等)	補助対象経費の 2/3
高効率給湯機器	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費(据付・配線・配管工事等)	補助対象経費の 2/3
高効率照明機器	(1) 設備本体	補助対象経費の 2/3

	(2) その他付属機器 (3) 工事費 (据付・配線・配管工事等)	
木質バイオマス ストーブ	(1) 設備本体 (2) その他の付属機器 (3) 工事費 (据付・耐熱・排煙工事等)	補助対象経費の3/4

(注) 1 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含む。

2 補助対象経費には、更新に係る撤去費用、処分費用は含まない。

### 別表第3 (第5条関係)

設備の種類	必要書類等
共通	(1) 村税等納入状況調査等承諾書 (別記様式) (2) 2者以上の指定業者から徴した、別表第2に掲げる補助対象経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (異なる補助対象設備を同一の年度で実施する場合は、同一の補助対象設備ごとに当該見積りが判るもの。) (3) 自己が所有しない対象住宅に設置する場合は、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書 (様式第2号) (3) 補助対象設備の仕様及び諸元や設置場所等がわかるカタログや図面等 (4) その他村長が必要と認める書類
太陽集熱器	1 新設の場合 補助対象設備が JIS4112 で規定する性能と同等以上であることを示す書類等 2 更新の場合 (1) 既存設備設置状況が判明できる遠景写真 (2) 補助対象設備が JIS4112 で規定する性能と同等以上であることを示す書類等
高効率空調機器	(1) 現在使用している空調機器の屋内外ともに近景及び遠景写真 (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等
高効率給湯機器	(1) 現在使用している給湯器の近景及び遠景写真 (2) 補助対象設備が従来機器に対して省 CO2 効果を有することを証する書類等
高効率照明機器	(1) 現在使用している照明機器の近景及び遠景写真

	(2) 補助対象設備が別表第1で示す機能のうちいずれかを有することを証する書類等
木質バイオマスストーブ	<p>1 新設の場合 木質バイオマス依存率が60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のものであることを示す書類等</p> <p>2 更新の場合 (1) 既存設備設置状況が判明できる近景及び遠景の写真 (2) 木質バイオマス依存率が60%以上で、副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするもの以外のものであることを示す書類等</p>

別表第4 (第10条関係)

設備の種類	必要書類等
共通	<p>(1) 補助対象設備の設置に係る領収証の写し</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用明細の判るものの写し(異なる補助対象設備を同一年度で実施した場合は、同一の補助対象設備ごとに費用明細が判るものとする。)</p> <p>(3) その他村長が必要と認める書類</p>
太陽集熱器 (新設)	<p>(1) 設置前状況の遠景写真</p> <p>(2) 設置設備の写真(型式等が判明できるもの)</p> <p>(3) 設置後状況の遠景写真</p>
木質バイオマスストーブ(新設)	<p>(1) 設置前状況の近景及び遠景写真(屋内設置設備も含む。)</p> <p>(2) 設置設備の写真(型式等が判明できるもの)</p> <p>(3) 設置後状況の近景及び遠景写真(屋内設置設備も含む。)</p>
太陽集熱器 (更新) 高効率空調機器 高効率給湯機器 高効率照明機器 木質バイオマスストーブ(更新)	<p>(1) 設置設備の写真(型式等が判明できるもの)</p> <p>(2) 設置後状況の近景及び遠景写真(屋内設置設備も含む。)</p>

別表第5 (第18条関係)

補助対象設備の区分	添付書類	
	個人	法人



<p>共 通</p>	<p>(1) 村内を拠点とし、業を営んでいることが証明できる書類等  (2) いずれかの補助対象設備又は同等設備の施工実績を証する書類又は補助対象設備を施工するに必要な有資格証等の写し</p>	<p>(1) 営業証明書又は法人登記事項証明書等  (2) いずれかの補助対象設備又は同等設備の施工実績を証する書類又は従業員の補助対象設備を施工するに必要な有資格証等の写し</p>
------------	--	---

様式第1号（第5条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、第16条第4項の規定に該当となった場合は速やかに申し出ます。

記

対象事業の実施場所	申請者住所と同じ	
導入する設備 (該当設備に✓)	<input type="checkbox"/> 太陽集熱器（新設） <input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器	<input type="checkbox"/> 太陽集熱器（更新） <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスストーブ
補助金申請額	円	
契約予定指定業者	<u>(見積書を徴した者のうち最低額を提示した指定業者を記入)</u>	
事業着手予定日	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	

(注) 補助金申請額は、補助対象設備ごとに1,000円未満の額を切り捨てた額の合計額としてください

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表第3のとおり

様式第2号（第5条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付対象設備設置承諾書

年 月 日

（申請者）

\_\_\_\_\_様

次の建物に生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の交付対象となる設備を導入することを承諾します。

記

（設備の設置先住所）

--

（建物所有者）

住 所	
氏 名	⑩
電話番号	

※ 注意事項

補助金交付を申請するためには、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）の提出が必要です。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金は下記のとおり交付（不交付）決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 不交付決定の場合の理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第4号（第7条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について変更（中止）を行いたく、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請事項（いずれかに✓）	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
その内容		
その理由		
申請額 （中止の場合変更後は0）	変更前	変更後
	円	円
事業着手予定日	変更前	変更後
	年 月 日	年 月 日
事業完了予定日	変更前	変更後
	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

上記の変更または中止の理由を補足する書類（見積書等）

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更（中止）承認決定書

様

生坂村長



年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について、下記のとおり決定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更（中止）後の交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

2 その他特記事項（交付決定額の増減等）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

様式第6号（第10条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

申請する補助金額 (下表 a+b+c+d+e の金額)	円
事業着手日	年 月 日
事業完了日	年 月 日

※事業着手日は、交付決定通知後の日付であることをご確認ください

a 太陽集熱器関連	円
b 高効率照明機器関連	円
c 高効率空調機器関連	円
d 高効率給湯機器関連	円
e 木質バイオマスストーブ関連	円

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表第4のとおり

様式第7号（第10条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績変更報告書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた補助事業につきまして、補助金額に減額変更が生じたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

減額前補助金額	円
減額後補助金額	円
減額を生じた理由	

※減額の理由は具体的に記入し、別紙を用いることも可能です。

	減 額 前	減 額 後
a 太陽集熱器関連	円	円
b 高効率照明機器関連	円	円
c 高効率空調機器関連	円	円
d 高効率給湯機器関連	円	円
e 木質バイオマスストーブ関連	円	円

※減額となる根拠、書類等を添付してください。



様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金確定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで実績報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について、下記のとおり確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。なお、要綱第16条第2項及び第4項の規定に該当となった場合は、速やかに申し出てください。

記

1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 不交付決定の場合の理由

---

---

3 特記事項（補助金額を再確定する場合等）

---

---

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更確定通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで報告のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金について、下記のとおり変更確定したので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。なお、要綱第16条第2項及び第4項の規定に該当となった場合は、速やかに申し出てください。

記

1 変更前補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

変更後補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 特記事項（補助金額を再確定する場合等）

---

---

様式第 10 号（第 12 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金請求書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定を受けたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関	(フリガナ)	銀行	口座種別	□ 座 番 号					
		信金		普通・当座	□	□	□	□	□
		農協							
□									
座									
名									
義									

様式第 11 号（第 16 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金で取得した以下の財産について、財産処分の制限に係る承認を受けたいので、要綱第 16 条第 2 項の規定により申請します。

記

確定額通知書の年月日	年 月 日
確定額通知書の指令番号	年 月 日付け 第 号
処分する財産と受領済みの補助金額	(例：太陽集熱器 … ●万●千円)

様式第 12 号（第 16 条関係）

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分承認等通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金で取得した財産処分について、下記のとおりとしたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 財産処分の申請結果

処分を認める

処分を認めない

2 その他特記事項（条件や理由等）

---

---

---

---

様式第 13 号（第 18 条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者登録申請書

年 月 日

生坂村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏名（名称） \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

指定業者登録を希望する事業者の名称	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と違う（違う場合は下に記入してください） _____
村内事業所の名称	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と違う（違う場合は下に記入してください） _____
村内事業所の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と違う（違う場合は下に記入してください） _____
取り扱いを希望する機器 （該当する機器に✓）	<input type="checkbox"/> … 太陽集熱器 <input type="checkbox"/> … 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> … 高効率給湯機器 <input type="checkbox"/> … 高効率照明機器 <input type="checkbox"/> … 木質バイオマスストーブ

※ 添付書類

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表第5のとおり

様式第14号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者決定等通知書

様

生坂村長



年 月 日付けで申請のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金に係る指定業者への申請登録は、下記のとおりとしたので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

記

1 指定業者への申請結果

登録を認める

不登録とする

---

2 指定業者として登録を認める期間

年 月 日 まで

---

3 不登録の場合の理由

---

様式第15号（第18条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者登録事項変更（廃止）届

年 月 日

生坂村長 様

指定業者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名（名称） \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第18条第5項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり変更（廃止）を申請します。

記

申 請 の 内 容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
	変 更 内 容	変更前
変更後		
変更又は廃止の理由		



様式第16号（第18条関係）

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金指定業者決定等変更通知書

年 月 日

様

生坂村長



年 月 日付けで届出のあった生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金に係る指定業者への登録変更を届書のとおり認めるので、生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第18条第6項の規定により通知します。

別記様式（別表第3関係）

村税等納入状況調査等承諾書

年 月 日

生坂村長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

生坂村地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱に定める申請を行うに当たり、下記の事項に関して、村が保有する私の情報を確認することに同意します。

記

1. 住所、氏名及び生年月日
2. 村税の納税状況及び使用料等の納入状況
3. その他補助金交付要件を満たすかを確認する目的の範囲内において必要な事項